

清水港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 29 年 3 月

清水港港湾管理者
静岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成16年 5月 第27回静岡県地方港湾審議会
- ・平成16年 7月 交通政策審議会第11回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 3月 第28回静岡県地方港湾審議会
- ・平成19年 2月 第29回静岡県地方港湾審議会
- ・平成20年 3月 第30回静岡県地方港湾審議会
- ・平成21年 3月 第31回静岡県地方港湾審議会
- ・平成23年12月 第35回静岡県地方港湾審議会
- ・平成24年 3月 交通政策審議会第48回港湾分科会
- ・平成27年 3月 第37回静岡県地方港湾審議会

の議を経た清水港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地造成計画	3
2 土地利用計画	3

変更理由

海洋性レクリエーション拠点の形成による交流を促進し、臨海部の特性を生かした憩いとにぎわい空間を創出するため、新興津・興津地区において緑地計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

1-1 新興津・興津地区

海洋性レクリエーション拠点の形成を図るための港湾環境整備施設について、市民からの魚釣栈橋の設置に関する要請等に対応するため、以下のとおり計画を変更する。

(1) 小型船だまり外側に「海づり公園(仮称)」を創造し、魅力ある親水空間を創出するため、緑地等を次のとおり計画する。

緑地 18.7ha [既定計画の変更計画]

魚釣栈橋 1基 [新規計画]

(既定計画
緑地 18.5ha)

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
新興津・興津	(27)	(17)	(2)	(2)	(17)	(66)
	27	17	2	2	17	66

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

2 土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
新興津・興津	(56)	(42)	(2)	(8)	(19)	(126)
	56	42	2	8	19	126

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

清水港湾計画位置図



